

様式第1号

支給認定申請書兼保育所入所申込書

平成 年 月 日

保護者氏名 印

住田町教育委員会 様

次のとおり、施設型給付費等に係る支給認定を申請します。

※別紙記入上の注意をよく読んでから記入して下さい。

※字は楷書ではっきりと書いて下さい。

申請に係る小学校 就学前 子ども	氏 名	生 年 月 日	性 別	障害者手帳・ 療育手帳の有無
	(ふりがな)	平成 年 月 日生	男・女	有・無
保護者 連絡先	※保護者の個人番号			
	〒 ー 住田町 番地 TEL: ( )			
保育の 希望	有: 保育園入園を希望します。 無: 幼稚園(町外の)入園を希望します。			

※保育の希望「有」の方は①～⑤を、「無」の方は①、④、⑤をご記入ください。

①入所を 希望する 保育所等名	第1希望	(希望理由)	
	第2希望	(希望理由)	
	第3希望	(希望理由)	
②保育の実施を希望する期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
③保育を 必要とする 理由	続柄	理由(あてはまるもの1つに○をつけてください)	備考
	父	就労・疾病(障害)・介護(看護)・災害復旧・ 求職活動・就学・職業訓練・虐待・DV・ 育児休業・その他	
母	就労・出産(妊娠)・疾病(障害)・介護(看護)・ 災害復旧・求職活動・就学・職業訓練・虐待・ DV・育児休業・その他		
④利用希望 時間等	午前 : ~午後 :		

※裏面もあります。

⑤入所児童の家庭の状況

区分	氏名	入所児童との続柄	生年月日	性別	職業	課税の有無	備考
						前年度分町民税	
入所児童の世帯員	(ふりがな)			男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
生活保護の状況			適用なし    適用あり    (平成    年    月    日保護開始)				

※以下は記載不要です。

※町記載欄	支給認定	保育所入所	保育の実施期間		保育利用理由	
	認定・却下 (理由)	承諾・不承諾 (理由)	自 平成    年    月    日	至 平成    年    月    日	両親等 : (    )、 (    )	
	平成    年    月    日認定	平成    年    月    日承諾	入所保育所			
			備考			

## 〈 記 入 上 の 注 意 〉

この書類は、保護者が次の点に注意して記入の上、住田町教育委員会に提出して下さい。なお、家族から2名以上の児童について同時に入所を申込み場合は、児童1名につき1枚ずつ記入して下さい。

- 1 「申請児童」の欄は、保育園に入園を希望する児童を指し、「氏名」にはふりがなを付し、「性別」「障害者手帳・療育手帳の有無」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）：12桁を正しく記入して下さい。
- 3 「保育の希望」は町内、町外の保育園を希望する場合は「有」に、町外の幼稚園を希望する場合は「無」に○をつけてください。
- 4 「①入所を希望する保育所等名」は希望する順位に従い保育所等名を記入し、また、その保育所を希望する理由（例えば、既に兄弟が入所しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。
- 5 「②保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの期間で保育必要量の認定における事由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
- 6 「③保育を必要とする理由」はあてはまるものを○で囲んで下さい。その具体的な状況について、備考欄に記入して下さい。（例えば、災害復旧では災害の程度・復旧見込み期間等、育児休業では育児休業の対象となる子の出産日等）なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付して下さい。
- 7 「⑤入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居別を「備考」に記入して下さい）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で入所児童の他に保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している者がいる場合は、当該施設名、所在地及び電話番号を「備考」に記入して下さい。なお、保育料の決定のために必要な書類がある場合はあわせて添付して下さい。
- 8 保育所への入所については、
  - ・支給認定の基準に該当しないために認定が認められない場合
  - ・希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
  - ・保育所へ入所できる基準の当該事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。

### 保 育 を 必 要 と す る 理 由

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) (就労) 一月あたりの就労時間が48時間以上の労働に従事していること（家庭内労働含む）
- (2) (妊娠・出産) 妊娠している、又は産後間がないこと
- (3) (保護者の疾病、障がい) 疾病、負傷、又は精神もしくは身体に障がいがある
- (4) (介護・看護) 同居の親族（長期間入院している親族を含む。）を常時介護又は看護していること
- (5) (災害復旧) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- (6) (求職活動) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること
- (7) (就学) 学校や専修学校等、教育施設に在学していること
- (8) (職業訓練) 職業訓練を受けていること
- (9) (虐待) 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあること
- (10) (DV) 配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であること
- (11) (育児休業) 育児休業をする場合、育児休業対象の児童以外の就学前児童が保育園を利用しており、育児休業の間、引き続き利用することが必要であるとき
- (12) (その他)